

ショートステイ 『藍の里』 利用料

1、サービスの利用料金

R1.10改正

基本料金（1日あたり）※負担割合1割の場合 ※単位数単価=10.17

	介護保険が適用となる料金						
	多床室 従来型個室 利用者負担	機能 訓練加算	看護体制 加算(Ⅱ)	サービス提供 体制加算(Ⅱ)	送迎 加算(片道)	処遇改善 加算(Ⅰ)	特定処遇改善 加算(Ⅱ)
要支援 1	466単位	12 単位	8 単位 ※要支援1・2 は加算され ません	6 単位	184 単位 ※送迎を行 う場合	× 8.3%	× 2.3%
要支援 2	579単位						
要介護 1	627単位						
要介護 2	695単位						
要介護 3	765単位						
要介護 4	833単位						
要介護 5	900単位						

● 上記以外の加算項目が発生した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定します。

	介護保険が適用されない料金		
	滞在費		食費
	従来型個室	多床室	(食事提供分のご請求です)
要支援 1 ~ 要介護 5	1,150 円	840 円	1,500円(1日) 朝食480円 昼食520円 夕食500円

2、所得に応じた滞在費・食費の負担限度額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、サービス利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

対象者	利用者	滞在費		食費 1日	
	負担段階	従来型個室	多床室		
生活保護受給者	第1段階	320 円	0 円	300 円	
世帯全員 が市町村 民税非課 税	老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所 得金額の合計が80万円以 下の方	第2段階	420 円	370 円	390 円
	利用者負担額第2段階以 外の方（課税年金収入が 80万円超266万円未満の	第3段階	820 円	370 円	650 円
上記以外の方	第4段階	1,150 円	840 円	1,500 円	

3、介護保険負担割合証

H29.4月より一定以上所得者の負担割合が見直されました。介護保険認定者全員に負担割合証が交付されますので、介護保険が適応となる料金につきましては、記載の負担額を請求いたします。

4、高額介護サービス費の制度(新潟市在住の方対象)

月額44,400円（世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方は37,200円 市町村世帯非課税者等は24,600円又は15,000円 老齢福祉年金受給者等は15,000円）を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻せる制度があります。詳しくは、担当の介護支援専門員にお尋ね下さい。

5、その他以下の代金については実費となります

理美容費、特別な食事、日常生活において通常必要となるもの等。詳しくは、担当の生活相談員にお尋ね下さい。